

日興新時代アジア株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売用資料
2019年1月28日

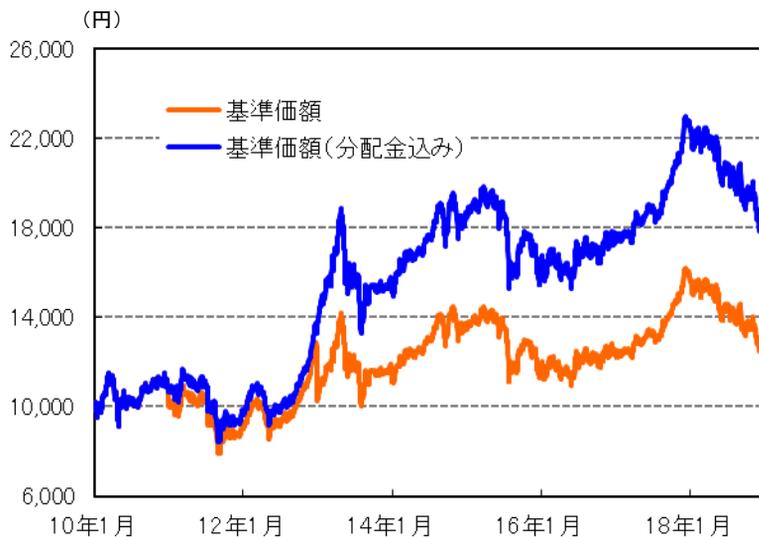
【収益分配とファンドの運用状況について】

収益分配について

- ▶ 「日興新時代アジア株式ファンド」は2010年1月に運用を開始し、1月25日に第9期目の決算を迎えました。今期は、株式の配当収益を中心として、1万口当たり**27円**(課税前)の分配を行いました。

基準価額の推移

〔設定日(2010年1月29日)～2019年1月25日〕



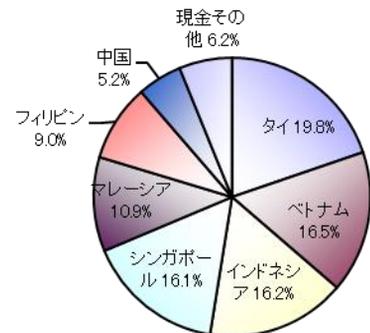
収益分配金実績

(1万口当たり、課税前)

| 決算期 | (年/月/日) | 分配金 |
|-------|--------------|--------------|
| 第1期 | (2011/01/25) | 670 |
| 第2期 | (2012/01/25) | 0 |
| 第3期 | (2013/01/25) | 2,500 |
| 第4期 | (2014/01/27) | 200 |
| 第5期 | (2015/01/26) | 200 |
| 第6期 | (2016/01/25) | 200 |
| 第7期 | (2017/01/25) | 200 |
| 第8期 | (2018/01/25) | 150 |
| 第9期 | (2019/01/25) | 27 |
| 設定来累計 | | 4,147 |

国別投資比率

〔2019年1月25日現在〕



ファンド騰落率

| 基準価額 (1万口当たり) | 騰落率(課税前分配金再投資ベース) | | | | | | |
|------------------|-------------------|------|------|-------|--------|-------|--------------|
| | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 設定来 | |
| 2019/1/25 | 13,378円 | 3.9% | 1.0% | -7.4% | -13.9% | 16.7% | 91.9% |

※基準価額(分配金込み)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した基準価額です。上記のグラフはあくまでも過去の基準価額の推移を示したものであり、将来の収益性を示唆するものでも保証するものでもありません。税金や手数料等は考慮していません。

※ファンド騰落率の1カ月前は2018年12月末です。その他の騰落率も同様に月末と比較しています。設定来のファンドの騰落率は、10,000円を基準にして計算しています。

※国別投資比率は純資産総額に対する評価額の割合を小数点第2位以下を四捨五入して表示していますので、合計が100%にならないことがあります。

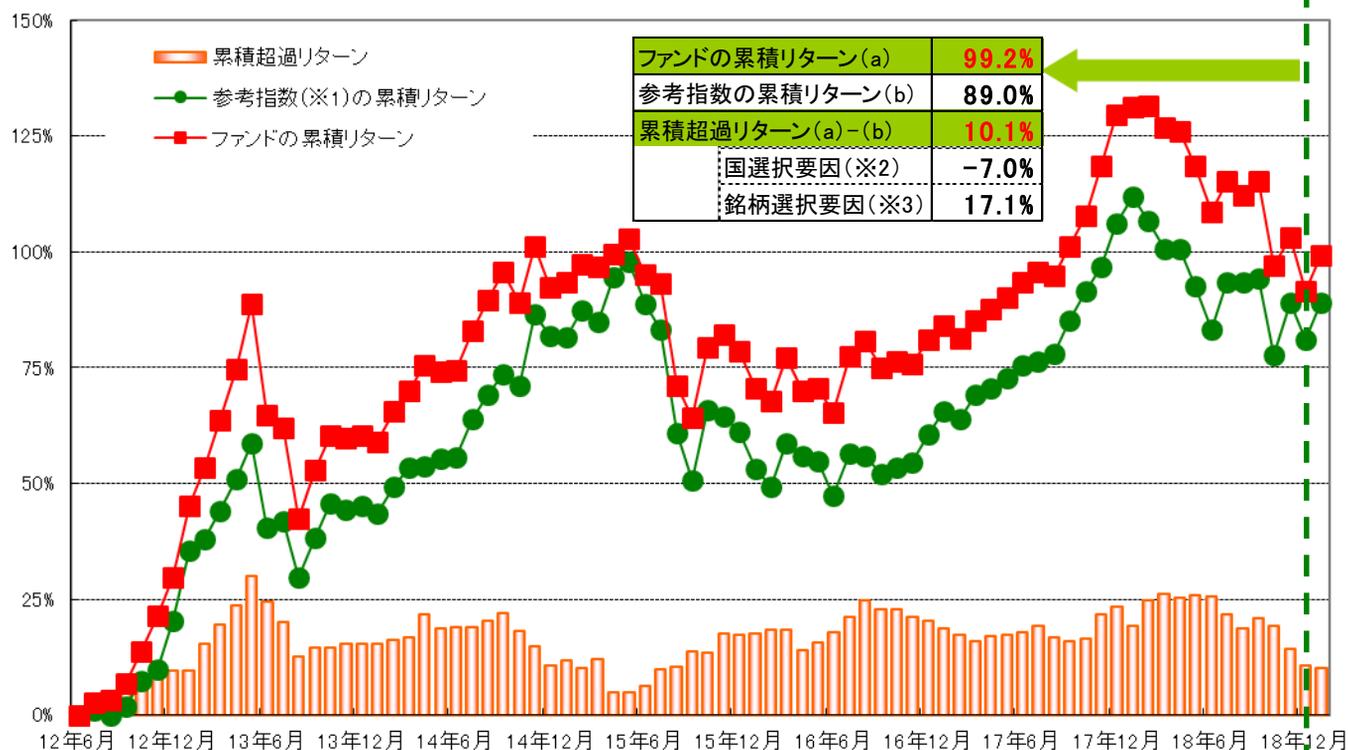
【当資料のお取扱いに関してご留意いただきたい事項】

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中で使用している指数の商標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は、指数の算出元に帰属します。指数の算出元は、指数の内容を変更する権利および発表を停止する権利を有しています。また、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しない保証するものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

運用状況について

➤ 運用期間中でも特に高い成果をあげることができました2012年7月以降のリターンを分析しますと、フラトン社のボトムアップリサーチを通じた銘柄選択が大きく貢献しています。当期間の参考指数に対する超過リターンは**+10.1%**となりました。

超過リターンの要因分解(2012年7月～2019年1月※) ※1月25日まで



※1 参考指数とは、MSCIの各国株価指数(税引き後配当込み、米ドルベースを円換算したもの)の月次リターンに次の比率を乗じて算出したリターンを指数化したものです。

インドネシア:15%(34%)、ベトナム:15%(17%)、マレーシア:15%(17%)、中国:15%(17%)、タイ:15%(5%)、フィリピン:15%(5%)、シンガポール:10%(5%)、カッコ内は2013年1月以前の比率。

※2 国選択要因=(ファンドの国別配分比率-参考指数の国別配分比率)×(当該国の指数リターン-参考指数のリターン)の合計値

※3 銘柄選択要因=超過リターン-国選択要因

MSCI指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。ブルームバーグのデータを基にアストマックス投信投資顧問株式会社が作成。ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆するものでも保証するものではありません。

当ファンドの主なリスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。**当ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。アジア諸国の株式は、一般に先進諸国の株式等に比べて流動性リスクが高いと考えられます。

信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

為替リスク

外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

委託会社その他関係法人

| | | |
|--------|---|---|
| 委託会社 | : | アストマックス投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号 一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の作成等を行います。 |
| 投資顧問会社 | : | フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド 運用の指図に係る権限の一部の委託を受け、信託財産の運用指図を行います。 |
| 受託会社 | : | 株式会社りそな銀行 信託財産の保管管理等を行います。 |
| 販売会社 | : | 募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。 投資信託説明書(交付目論見書)の提供は販売会社にて行います。 |

| 販売会社 | 登録番号 | 加入協会 |
|--------------|--------------------------------------|---|
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | 日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／ 一般社団法人金融先物取引業協会／ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者 | 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／ 日本商品先物取引協会／ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会／ 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／ 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |

お客様にご負担いただく費用

■投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた金額 |

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.9008% (税抜年1.76%)の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分については右記のとおりです。 信託財産の運用の指図に対する投資顧問会社の報酬は、右記の委託会社が受取る報酬の中から支払われます。 上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分(税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.91%</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.80%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> | | 配分(税抜) | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.91% | 資金の運用の対価 | 販売会社 | 年0.80% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.05% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|------------------|---|--|--|--------|-------|------|--------|----------|------|--------|---|------|--------|-------------------------|
| | 配分(税抜) | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 年0.91% | 資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年0.80% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年0.05% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用 ・手数料 | <p>①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1%の率を上限として乗じて得た額です。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。これらの費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | | | |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込メモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 換金代金は、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 2010年1月29日以降です。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込不可日 | シンガポール取引所もしくはインドネシア証券取引所の休業日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受け付けないものとします。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | 2020年1月27日までとします(2010年1月29日当初設定)。 |
| 決算日 | 原則として、毎年1月25日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。 |
| 収益分配 | 原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。販売会社との契約により再投資が可能となります。 |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額は、1,050億円とします。 |